

社会福祉法人まちのひ

評議員・役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まちのひ（以下、「当法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、役員(理事及び監事)の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

3 実費は、役員及び評議員の職務執行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員及び役員には、その区分に応じて次のとおり報酬及び費用弁償費を支給する。

(1) 評議員

評議員の報酬は日額とし、定款第8条に定める金額の範囲内で別表1に基づき支給する。

(2) 理 事

理事の報酬は日額とし、本規程第5条に規定した金額の範囲内で別表2に基づき支給する。

ただし、当法人の職員を兼ね職員給与を受ける理事において、費用弁償費は支給しない。また、職員としての所定労働時間内に理事の業務にあたる場合は報酬を支給しない。

(3) 監 事

監事の報酬は日額とし、本規程第5条に規定した金額の範囲内で別表3に基づき支給する。

2 常勤の理事長は本条第1項にかかわらず、別表4による月額を上限として報酬を支給する。この場合の報酬月額は、常勤性、業務の実態等を考慮した上で理事会の承認を得て決定する。また、通勤費については職員給与規程に定める通勤手当を支給する。

3 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合にはその実費を支給する。

(講師謝金)

第4条 評議員及び役員が当法人の研修会、講演会、セミナー等の講師の任にあたる場合は、別表6に基づき謝金を支給する。

(役員の報酬総額)

第5条 役員の報酬総額は、年間1,500万円を超えないものとする。

(出張旅費)

第6条 評議員及び役員が、当法人の業務のために出張する場合は、別表5により報酬及び旅費、宿泊費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支払方法)

第7条 第3条、第4条、第6条に定める報酬及び費用弁償費は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこともできる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

この規程は、2020年1月1日より施行する。

2025年6月21日改定

別表 1 評議員の報酬

	日額	費用弁償費
評議員会への出席	3,000 円	2,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための勤務	3,000 円	2,000 円

* 報酬日額及び費用弁償費は、源泉所得税控除後の金額とする。

別表 2 理事の報酬

	日額	費用弁償費
理事会及び法人の諸会議への出席	3,000 円	2,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための勤務	3,000 円	2,000 円
その他、軽微な業務のための勤務は費用弁償費のみ支給する。		

* 報酬日額及び費用弁償費は、源泉所得税控除後の金額とする。

別表 3 監事の報酬

	日額	費用弁償費
理事会及び法人の諸会議への出席	3,000 円	2,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための勤務	3,000 円	2,000 円
監事監査のための勤務	8,000 円	2,000 円
その他、軽微な業務のための勤務は費用弁償費のみ支給する。		

* 報酬日額及び費用弁償費は、源泉所得税控除後の金額とする。

別表 4 理事長の勤務が本規程第 3 条第 2 項に該当する場合は、次の報酬を支給する。

	月額上限
理事長報酬	850,000 円

別表 5 出張旅費等

報酬（日額）	旅費	宿泊費	その他経費
5,000 円	実費	実費	実費

* 報酬日額は、源泉所得税控除後の金額とする。

別表 6 講師謝金

- (1) 謝金は源泉徴収後の金額とする
- (2) 上記にかかわらず講師が法人として謝金を受領する場合には源泉徴収は行わない

内容		報酬額
職員向けの研修会、講演会、 セミナー等の講師	1 回	10,000 円
利用者支援における特定の相談対応、 助言、職員指導及び支援	1 時間	5,000 円
	3 時間を 超える場合	上限 20,000 円